特31
273

日下部三之介校閲
淺羽庸也編纂

兵庫縣史談

播磨用

版權所有

船井弘文堂發行

兵庫縣史談　播磨用

緒言

一、本書は、高等科第一學年の前期に、川ふる者として編纂す、故に之をして、日本歴史を修むる準備を爲すに、適すべからしむ、是編者が苦心せし所なり。

一、歴史及ひ地理の兩科は、殊に修身科と相聯せんことを要す、故に本史談を授くるに當りては、地理科と連絡せしむべきは勿論、兼て德性涵養の具たらしめんこと、編者が切望して止まざる所なり。

特31
273

兵庫縣史談

播磨用

緒言

一、本書は、高等科第一學年の前期に、用ふる者として編纂す、故に之をして、日本歴史を修むる準備を爲すに、適すべからしむ、是編者が苦心せし所なり。

一、歴史及び地理の兩科は、殊に修身科と相串聯せんことを要す、故に本史談を授くるに當りては、地理科と連絡せしむべきは勿論、兼て德性涵養の具たらしめんこと、編者が切望して止まざる所なり。

兵庫縣史談

播磨用

目次

發端

第一章　播磨國名の起源

第一課　伊和神社及ひ日丘陵

第二課　押部莊

第三課　坂越神社

第四課　聖德太子建立の三大寺

第五課　人丸神社

一、本書は、先つ自國を敎へて、而して、他に及ひ、近きより漸く遠きに至るの順序に從ふ、其本國に事項稍多くして、他に畧せるもの、蓋しこれが爲なり。

一、本縣五國三十三郡、殊に史談に富める國郡にして、本書の記する所は、固より其一端のみ、其增補敷演の如きは、敎授者に任す。

一、本書は、每章課に關係ある事項は、往々其體頭に、註す、敎授者、之を其談中に交へは、敢て小補なしとせんや。

明治二十九年三月

編者識

第六課　白旗姫路の兩城
第七課　船坂山の古蹟
第八課　三木長水の兩城
第九課　三木郡の碩學藤原惺窩
第十課　赤穗の義士
第十一課　姫山の城
第十二課　河合宗元の紀念碑
第二章　攝津國名の起源
第十三課　湊川神社
第十四課　有馬の温泉

第十五課　神戸の開港
第十六課　多田神社
第十七課　築嶋及び福原の舊都
第十八課　鵯越及び一の谷の古戰場
第三章　但馬國名の起源
第十九課　稚成親王の陵
第二十課　生野銀山の沿革
第廿一課　殉節の墓碑
第四章　丹波國名の起源
第廿二課　八上城の沿革

第五章　淡路國名の起源
第廿三課　淡路の一の宮
第廿四課　珉平燒
第廿五課　都志村の壯圖家
終結

兵庫縣史談

播磨用

日下部三之介校閲
淺羽肅也編纂

發端

諸子は、既に各自の學校に於いて、其沿革、及び、近傍事跡の物語を聽きしなるべし。故に、余は進みて、我が縣内の鄉土史を、語らざるべからず。

抑も、兵庫縣は、日本全國の中央に位し、畿内、及び、中國に跨り、交通、頗る便利にして、常に繁昌なる

地方なり。而して、海濱は、到る所景色に富み、且漁業の利甚だ多し。都會は、商業隆盛にして、山林には樹木生ひ茂り、田畝は、廣く開けて、百穀よく稔る、寔に是、天賦の樂土と謂ふべし。

諸子は、幸に此樂土に生る、宜しく、余が、將に語らむとする所に留意して、能く縣内著名の事蹟を記臆すべし。而して、諸子は、他日、處々を遊歷するに當り、今日記臆せし所のものを、實地に照して、以て深く察する所あらば。愛鄉の念は、勃々として振ひ起らん。協同の心は、靄々として群り出せ

ん。

第一章　播磨國名の起源

播磨は、山陽道の東端にある、一國にして、　神功皇后、新羅を征伐し給はんとしたる時、雨痛く降出でしかば、此地に日和を、待ち給ひしにより、晴間の國と、名づけしと云ひ。或は、　皇后、凱旋せられし時、丈餘の萩、生じければ、其所に井を穿たしめ、針間井の國と、稱せられしものなりとも云へり。

此國嶺川氏の世には國中ユ十一藩あり て分轄せられしが明治維新の後師磨縣を置き全國を統治せられ後更に本縣の管轄さなれり

第一課　伊和神社及び日丘陵

諸子は、伊和神社、及び、日丘陵の所在を知らん、余は今聊か、其縁起を説かむとす。

大古、神代の頃、大國主命、出雲に在しけるが、天祖、天照大神の詔により、其地を納め奉り、播磨に來り給へり、之を伊和の大神と云ふ。今、宍粟郡に祭れる、國幣小社、伊和神社は即ち是なり。

大吉備津彦命、崇神天皇の勅を奉じて、西海道の鎮撫として、下向ありし時、御弟、若建吉備津彦命、此國に來りて、大野宮に在す、其御女、稲日太郎姫、景行帝の皇后に立たせ給ひしが、都には上り

給はず、常に大野宮に在しかば、帝、屢御幸あらせらる。斯くて、皇后には、二皇子を擧げさせ給ひ、大碓、小碓と申し奉る。小碓皇子は、勇武にして、御力強く、御成長の後、熊襲を討ち給ひて、日本武尊と稱し給ふ。皇后は、終に大野宮に崩御ありしが、今は、其御廟を日岳陵と云へり。

第二課　押部莊

億計、弘計の二王子が、押部莊に在られし時、其御有様は、如何に御いたはしく在ませしか。畏こけれども、諸子に語らむ。

安康天皇崩じ給ひて、大泊瀬皇子の眉輪王を誅し給ひしや、諸皇子、多く害せられ、市邊押磐皇子、亦殺され給ひしかば、其家臣日下部連は、其子吾田彦と共に、億計、弘計の二王子を奉じ、山城國刈羽井に逃れむとして、途に相失ふ、連大に驚き、百方御行衛を尋ねて、播磨國に來り、縮見屯倉に到りて求めたれども、遂に其所を知らず、連、大に悲み、自ら縊れて死にけるとかや、時に二王子、亦此國に來り給ひ、縮見の屯倉の首、忍海部細目が、家億となりて在ましき。

一日、國司、來目部小楯、明石にて、新嘗の供物を整へ細目の家に宿る、細目之を饗し、二王子をして舞はしむ、互に相讓ること久し、弘計王心を決し、立て舞ひ、歌を造りて、其系統を述べ給ひければ、小楯大に怛き、急に殿舍を築き、直に馳せて、京師に至り、之を奏上せり。　清寧天皇、御子なかりければ、大に喜ばせ給ひ、二王子を宮中に迎へ、先、億計王を立てゝ、皇太子となし給ふ、斯くて、　天皇崩御の後、皇太子、位を弘計王に讓り給ひしを以て、弘計王遂に大位に即き給ふ、顯宗天皇是なり、

連の子、吾田彦來りて仕へ奉りき、後帝崩し給ひて、億計王祚を踐み給ふ、　仁賢天皇是なり。

第三課　坂越神社

坂越神社は何處にありや、且其祭神は誰なりやと問はゞ、諸子は答へん、坂越神社は、坂越の港にありて、秦河勝を祀れるものなりと。

秦河勝は、　欽明天皇の御宇の人なり、時に蘇我入鹿佛に淫して、狂暴日に甚しく、山背王の威望を忌み、遂に王を弑するに至れり、河勝禍の身に及ばんことを恐れ、難を避けて、此地に來りし者

なりといふ。河勝、人となり、硬直忠誠、嘗て愚民の蠶に似たる蟲を崇めて、淫祠を造り、之に事ふる者多かりければ、河勝命じて、悉く之を毀たしめ、且主唱者を捕へて、之を笞ち懲せしを以て、時の人、歌を作り、河勝の勇斷を頌めけるとぞ。

秦は、神とも神と、聞ひ來る、
常世の神を、うちきたますも。

第四課　聖德太子建立の三大寺

諸子は、寺院に詣ふて、佛像を見たることあらん、僧侶の經文を誦するを聽きしことあらん、本縣

亦巨刹に乏しからず、諸子は、蓋し其來歷を聽くことをば厭ざるべし。

揖東郡の班鳩寺、加古郡の鶴林寺、加東郡の清水寺は、播磨の三大寺院にして、聖德太子の建立に係る、　聖德太子は、即ち厩戸皇子なり、　皇子、聰明學を好みて、群籍に渉獵し、慈法を撰み、制度を定め給ひ、且深く佛教を信じて、寺塔を諸國に建てしめ、布教傳道に御心を惱まし給ひしと云ふ。皇子、又深く工業に心を用ひ給ひて、其進歩を計り給ひしを以て、大工職人の家にては、今尙　皇

明石城は船上林にあり小笠原忠政の居城なりしを元和年中徳川氏の移す所となり今の地に城を且明石港を築く將軍其壯大を憚ひて忠政を移して本多政勝を置く寛永年中松平光重政勝と代り七年にして大久保氏又之に代り十一年にして松下忠國之と代る延寶年中本多政利代り領し四年にして移され天和年中松平直明の城となり相續承して明治の御代に至る

明石の浦の歌

はの〳〵と明石の浦の朝霧に島かくれゆく舟をしぞ思ふ

子を祖神と仰き、祭る者多しとかや。抑　皇子が信じ給ひし、佛教とは、我が國固有の教にあらずして、印度國の人、釋迦牟尼の弘めし所、其我が國に渡來せしは、　欽明天皇の御世に、百濟の國より、佛像經論を傳ふるに始る、　聖德太子を距ること、四十年前の事なりと云ふ。

第五課　人丸神社

諸子は、龜の碑を知れりや、人丸神社を知れりや、余は、今此等の由來に就き、諸子に語る所あるべし。

人丸神社は、明石港の人丸山にあり、柿本人麿を祀る、龜の碑は、其祠前にあり、林春齋の撰文にして、松平信之の建てし所なり、此社、もと明石城の本丸にありしを、城主小笠原忠政、今の地に移せしものなりと云ふ、其神德の炳然たればにや、德川幕府社領地を附し、城主亦寄進する所あり、京都所司代、板倉勝重常燈を寄附して、今尚其跡を社外に留む。

人麿は石見の人、和歌に精通して、歌聖の稱あり、持統、文武の兩朝に歷事して、到る所に名歌を遺

す、殊に其絶妙なるは、明石の浦なりとかや、神龜元年三月、終に其生國に卒せりと云ふ。

境内に櫻あり盲社櫻と名く傳へ云ふ盲人此社に詣りて明を得ればまた杖を用ひずして之を地に樹てしに其杖後活して花を開くに至りしものなりと

第六課　白旗姫路の兩城

余は、白旗及び、姫路の兩城に就いて、其史談を語らんとす。赤松氏は、世々播磨の國守たりしが、其祖先に、源季房といへるものあり、赤穗郡赤松の莊は、祥雲の鍵けるを見る、其狀白旗の如し、依りて此地に築き、白旗を以て城號となす、八世の孫、則村髪を削りて、圓心と稱す、後醍醐天皇の北條氏を伐ち給ふや、則村は、護良親王の令旨を

奉じて、義兵を擧け、都に上りて、足利尊氏等と共に、北條氏の一族を亡ぼし、天皇の京師に還幸せらるゝや、亦兵庫に奉迎す、天皇親しく勞して、宣はく平定の功、汝の忠誠に依ると、乃ち錦の直垂を賜ふ。護良親王の讒せられ給ひし時、則村は、親王の寵渥かりければ、爲に、封土を削られしが、足利尊氏の叛きて、都に上らんとするに及び、大義を謬り、尊氏の爲に白旗城を守りて、官軍に抗し、子孫世々足利氏に從へり。

數世の後に、滿祐と云へるものあり、山名氏を討

ち、其功に誇りければ、時の將軍、足利義敬と相善からず、義敎、滿祐を遇する、亦甚だ無狀なりしかは、滿祐之を怨み、事に托して、將軍を自邸に饗し、遂に之を弑して、白旗城に歸り、反旗をぞ飜しける、既にして、義量將軍となり、滿祐を誅せしが、其遺臣の神器を奉りし、功を以て、再ひ封土を受くるを得たり。

姫路城は、則村の次子、貞範の城く所なり、羽柴秀吉の播磨を領するに及び、大に修理して、天守閣を造る、德川氏の世に至り、酒井氏の所領となり

しが、明治維新の後、陸軍省に屬し、現今は、第四師團第九旅團本部、及び、歩兵第十聯隊の兵營を置けり。

第七課　船坂山の古蹟

櫻樹に、詩を題せし、純忠無二の高德が、聖駕を待ちし所は、乃ち船坂山なり、いでや、其事蹟を語らん。

後醍醐天皇の隱岐に、遷幸し給ふや、備前の人、兒嶋高德といへるものあり、天皇を途に奪ひ奉らむとし、播摩の境なる、船坂山に待ち奉りしに、

車駕佐用郡より、美作の國に向ひしと聞き、之を慕ひて、行宮に入り、夜間番卒の惰眠を窺ひ、櫻樹を白けて、其志を表す、曰く、天莫空勾踐時非無范蠡と、翌朝天皇叡覽ありて、御心に其勤王の士あるを、喜ばせ給ひしとかや、後、足利尊氏謀叛し、都に上らんとして、西國より攻め來れるや、高德の父範長、官軍の將、脇屋義助を援けて、播磨に來り、途に敵兵に遮ぎられ、激戰して、主從僅に六人と爲り、福井の莊に至りて自殺す、此時、高德は創を得て、坂越の浦に慝れ忍び、難を免れて、後、屢足

利氏の軍を惱ましたりしと云ふ。

第八課　三木、長水の兩城

余は、三木、長水の兩城の、同時に陷りし、顚末を語らんとす。

足利氏の政令行はれず、天下麻の如くに亂れし頃、播磨の東西に、犄角の勢をなし、其武名の高かりしものは、別所長治と、宇野政頼との兩將なりき。

別所長治は、美囊郡の三木城にありて、東半國を領しゝが、織田信長、中國を攻めむとし、其臣羽柴

秀吉をして、先鋒たらしめ、當國に出陣しけり、長治謂へらく、我が祖先は、村上源氏の末流なり、豈に匹夫秀吉の下に屬せんや、武士の面目、宜しく大軍に當りて、勝敗を天に任すへしと、秀吉の軍を邀へて、之と戰ひしが、城中糧盡き、また如何とも爲すべからず、乃ち、士卒を散じて、自殺せり、時に年二十一なりしと云ふ。

宇野政頼は、尖粟郡長水城にありて、西半國を領し、が、秀吉三木城を陷れ、其勢に乘じて、政頼を攻む、其子光重、降を勸む、奸臣あり、父子を離間す、

政頼乃ち光重を殺して、秀吉と戰ふ、既にして城遂に陷り、政頼因幡に走らんとして、船越山に至り、琉璃寺に宿す、敵兵追ひ來り、終に逃るゝに路なく、從士等と共に、戰死しけるとぞ。

第九課　三木郡の碩學藤原惺窩

鎌倉將軍源實朝、和歌を好みて、藤原定家を師とし、其永領地として、播磨細川の莊を賜ふ、子孫世世此地に住す、藤原惺窩は、其遠孫なり、惺窩、名は肅、字は歛夫、父爲純、別所長治の爲に、其地を侵されし、討死せしが、羽柴秀吉の、此國に入るや、惺窩之

惺窩先生肖像

惺窩の門人林信勝羅山と號す召されて德川氏の侍講となる

に謁して、其讎を復さんことを請ふ、秀吉諭すに、時機の未だ至らざるを以てす、初、惺窩の父を喪ふや、母に從ひ、難を京師に避け、髮を削りて、僧となる、既にして、專ら儒道に志し、深く程朱の學を究む、以謂らく、戰國の世、文學廢れて、彝倫紊る、聖人の道を以て、天下を敎へずんば、復、何をか爲さんと、德川家康、海內を平定して、惺窩の賢を知り、屢、召して、經義を講せしむ、是より文敎鬱然として、興れり、明治維新の後、朝廷、惺窩の功を賞して、正四位を追贈せられたり。

赤穗城は天正年中浮田秀家の臣淺野長矩備前より加里屋に來りて役所を建て慶長五年池田輝政姫路より郡代を置く郡代垂水勝重始めて城郭を作り松平政綱之を增築す

第十課　赤穗の義士

赤穗城主、淺野氏は、何故に自刄せしか、領地を沒收せられしか、又其遺臣は、如何なる事を爲せしか、諸子は、大に聞かんと欲する所なるべし、請ふ暫らく之を語らん。

元錄十四年三月、時の將軍德川綱吉、天使を城中に饗す、當國赤穗の城主、淺野長矩等をして、接件の事を掌らしむ、時に吉良義英といふものあり、高家を以て、之が指揮を爲せり、義英、性多慾、長矩が已に賂はざるを怨み、事に托して、之を衆中

正保年中淺野氏之に移りて其城を擴大ゝし長矩に至ちて德永寛年中所長直の居城となりしが遂に明治の今日に至れり

に辱かしむ、長矩怒りて、刀を拔き、義英を傷く、城中騷擾す、綱吉大に怒りて、即日長矩に死を賜ひ、其城邑を沒す、赤穗の一藩、鼎の沸くが如し、老臣、大石良雄、大度にして智略あり、速に其城を幕府に上りて、退き、長矩の弟、長廣をして、其祀を繼かしめんことを請ふ、幕府許さず、遂に、長廣を廣島藩に禁錮せり、是に於て、良雄等意を復讐に決し、四十七士を會して、盟ふ所あり、良雄、先づ仇家をして、其備を怠たらしめんと欲し、故らに、山城國山科の里に閑居し、陽りて、淫酒に耽るの狀をなし、竊に同志の士をして、江戸に來り、義英の動靜を窺はしめ、以て時の到るを待てり。

元錄十五年十二月十四日、雪夜に乘じて、江戸本所の吉良邸を襲ふものあり、部署二隊に分れ、其數四十有七人、表裏二門を破りて、闖入し、義英を馘し、呼びて曰く、亡君の仇を報ずと、彼等は直ちに、官府に自首し、情を陳して、徐に其罪を待てり、幕府之を細川、松平、毛利、水野の四藩邸に分拘す、各藩大に喜び、陰に之を優待す、蓋し良雄等の其志を嘉みせしなり、翌年二月、幕府彼等に死を賜

ひ、其遺言によりて、高輪泉岳寺なる、長矩の墓側に葬る、世に之を赤穂の義士といふ。

老中阿部正武、嘆じて曰く、方今太平の世、節義の士ある斯の如し、豈に昇代の美事にあらずやと、綱吉、亦心に其義を嘉せしとも、而かも、國法に背く能はざりしを以て、事の茲に及べるなりと。

明治元年、聖駕東降、詔を此墓に下し賜ひて、宣はく。

汝良雄等、主從の義を執り、仇を復し、法に死す、百世の下、人をして、感奮興起せしむ、朕深く嘉賞す、

嗚呼武夫の榮至れりと謂ふべし。世人今尚、尊崇措かず、香華四時絶ゆずといふ。

第十一課　姫山の城

試に、諸子に問はん、諸子は姫山城の所在を知るなるべし、其城主にして、今張良と、綽號されしは、誰なれるか、余は今之を語らんと欲す。

黑田孝高は、初め小寺官兵衛といひ、後に如水と號す、播磨の豪族にして、姫山の城主たり、人と爲り、恭儉にして大畧あり、軍事に長じて、且大義に

明なりければ、豐臣秀吉、深く之を信任して、參謀と爲す、秀臣の朝鮮を征するや、日根野某、軍資に乏しく、金を孝高に借る、既にして某歸陣し、孝高の邸に至りて、曩の恩金を返せり、時に人の鯛を孝高に贈るあり、孝高命じて、其肉を藏せしめ、餘骨を以て、某を饗す、某心に其鄙吞を笑ふ、既にして某辭し去らんとす、孝高某の齎せし所の金を出し、某に告げて曰く、子彼の金を以て、軍資に充つ、無益の費にあらざるなり、既に有用に費す、我か望み足れり、返金何ぞ用ひんと、固く辭して受

けざりければ、某大に慚謝して去りきぞと。

第十二課　河合宗元の紀念碑

河合宗元の紀念碑は、何處にありやと問はゞ、諸子は答へん、姫路總社内にありと、然り、余は今、其來歷を語らんか。

河合宗元は、通稱を總兵衛と云ふ、姫路の藩士なり、文武に通曉して、勤王の志最も篤かりき、德川幕府の末、諸國勤王の士起りし時、四方に遊びて、汎く有志の士に交り、藩主に勸めて、其向背を決せしむ、事成らず、病と稱して、國に歸れり、藩主其

京師に赴かんことを慮り、堅く其入京を禁せり、時に、宗元の徒、非攘夷の輩を殺戮し、稱して天誅と云ふ、蓋し天に代りて、奸臣を誅するの意なり、宗元、其指揮者たるの疑を以て、遂に捕はれて、死を賜ひき、明治五年、姫路總社内に、招魂社を建て、其靈を祀れるものあり、同廿四年、朝廷、殊に從四位を贈られ、同廿六年、有志相議し、爲に紀念碑を建設せりといふ。

第二章　攝津國名の起源

攝津は、畿内の中にて、海に臨める地方にして、船

舶の出入に便なる所、多きに因り、昔は津の國と云ひたりしが、後、津と津と相接するの意に取りて、攝津と改めしものなりといふ。神武天皇の東征し給ひし時、始めて御船を着け給ひしも、亦此國なりしなりといふ。

第十四課　湊川神社

神戸市に、湊川神社と稱する、神德崇高の神社あるを知らん、其祭神は誰れなるか。頌忠の墓碑は、誰が建てし所ぞ。菊水の徽號の由來は如何。諸子は、之を聽かんことを欲するなるべし。余は之を

語らん。

北條高時、遊惰に耽り、政、治まらず、頗る人心を失ひければ、後醍醐天皇は、朝廷の權を、回復せんとし給ひ、北條氏を亡すの、御企ありしも。事露れて、高時に先じられ、笠置山に幸し給ひて、四方勤王の士を徵し給ふ。首として應せしは、河内の名族、楠正成なり。天皇、正成に大事を託し給ひければ、正成は謹みて、叡慮を慰め奉るべしと、奏上し、歸りて勤王の旗を擧けき。然るに、未だ幾ならずして、天皇は、賊の爲に遷されて、隱岐に幸し

給ひぬ。かくて正成は、金剛山の千早城に、賊の大軍を惱まし、天下の武士を鼓動しければ、義兵を起すもの、漸く多く、新田義貞、尋て上野に起り一擧、鎌倉を攻めて、遂に高時を誅しき。既にして、天皇、京師に還幸あらせ給ひければ、正成、之を兵庫に奉迎し、前驅の詔を拜し、萬衆、萬歳を唱へて、天下の政權、朝廷に歸せしが、頓て、足利尊氏亦叛き、一たび敗れて、西國に走りけれども、幾もなく、大軍を率ひて、水陸より都に攻め上り來れり。時に、正成、良策を献しけれども、坊門宰相清忠に沮ま

楠寺は阪本村山の手にあり聖王山廣嚴寺といふ楠公自盡せし處民家にあらずして此寺の客殿如澄菲なりと挑花先生は言はれき

れて、用ひられず、正成以謂らく、天下の事、復爲すべからずと、乃ち、子正行を召し、訓を遺して、湊川に出陣し、大に賊軍を惱ませし、終に、民家に入りて自刃を。死に臨み、弟正季を顧み、問ふて曰く、死して何をかをると。正季、答へて曰く、七たび人間に生れて、國賊を滅さむと、正成、莞爾として欣び、相刺して死にき。後、元錄四年、水戸の藩主、德川光圀、碑を湊川に建て、題して、嗚呼忠臣楠子之墓と云ふ。此碑、明國の人、朱之瑜の撰文にして、裏面に之を刻せり、明治維新の後、更に祠を建て、別格官幣

社に列せられ、湊川神社の號を賜はりぬ。後醍醐天皇、嘗て御盃を正成に賜ひ、御手づから菊花を泛べさせ給ひ、詔して宣はく、菊は遐齢を保す、之を以て其功を成せと。正成感泣して退き、爲に徽號を造る、菊水の旗、蓋し此より始ると云ふ。

第十四課　有馬の溫泉

諸子は、有馬山を知らん、其麓に日本第一の溫泉あり、有馬の溫泉といふ。此溫泉の發見たる、由來甚だ遠くして、舒明、孝德兩帝の御幸に始まり、御

歴代の、天皇も、御幸ありし事多しとかや。月郷、雲客、武門、武士の來遊は更にも言はず。殊に、孝德帝は、其行宮の御用材を、山口村の山林に取らせ給ひしより、功地山の名を止むと云ふ。此湯、鹽泉にして諸病に効あり、有馬山を稱して、鹽原山といふは、泉の質に基くものか、泉源二つありて、浴舍亦南北に分る。此地、風光明媚なれば、現今、來遊の客、日を逐ふて多く、旅舍鱗次して、壯大觀るべきものの尠からず。諸子こゝに遊ばゝ、啻に身體の病を癒するのみにあらずして、氣分も亦自ら壯快

なるものあらん。

第十五課　神戸の開港

試に諸子に問はん、神戸は如何なる處ぞと、諸子は直に答へん、神戸は日本五港の一にして、繁盛なる貿易場なりと、然り、余は諸子の爲に、少しく其沿革を說かんとす。

往昔の神戸村は、宇治川に連りたる、往來の村落にして、西の口を走水といひ、二の茶屋之に次き、東を神戸といひしとか。神戸とは、社地に屬する民戸の義にして、本縣内、神戸と稱するもの、他

に三ヶ所ありと云ふ。又、神功皇后、三韓凱旋の時、此處にて、捕虜、及び、首級の實檢ありしを以て、頭村の稱ありしとも云ひ傳ふ。

降りて、嘉永年間に至り、外艦渡來して、頻に交通互市を請ひ、時の幕府に迫りて、開港を求めしかば、幕府約するに、兵庫港を以てし、且曰く、五十六ヶ月の後實行せんと。

後文久二年に至り、開港の期、切迫せしかども當時、國家多事の時なりければ、幕府竹内下野守、松平岩見守等を歐州に遣し、大に說く所あり、安藤

閣老、亦英國使節を諭して、歸國せしめたり。曰く、更に五ヶ年を待ちて。港を開かんと。

慶應元年十月、朝廷始めて外交を許さる、是より先、德川幕府の外交を修むる、先づ假に三港を開き漸く他港に及ぼんことを約す。是に至りて、英、佛、米、和、等の各國使節の兵庫にあるもの、開港を迫りて止まず、將軍德川家茂、上表して、遂に横濱、箱館、長崎の三港を許せしも、未だ兵庫に及ぼさりき。今上陛下、大位に即き給ふに及び、將軍德川慶喜、上奏する所あり、朝議之を容れ、列藩亦之を可とし、慶應二年十二月、大阪と共に、兵庫港を開くに至れり。(兵庫港とは、今の神戸を云ふ、蓋し條約書面、兵庫とありて、神戸とはなかりしなり、)

尋て、傍近諸村を合せ、神戸町と唱へ、遂に神戸市と稱す。開港以來、年々戸口繁殖し、貿易益々多きを加ふるは、獨り本縣の爲に、慶すべきのみならず、亦日本帝國の爲に、賀すべきことならずや。

第十六課　多田神社

余は、多田神社の緣起を語らんとす、諸子之を聽け。

多田神社は、攝津源氏の祖、多田滿仲以下の靈を祀れる所なり。滿仲は、源氏の祖、六孫王經基の子なり。朱雀天皇の御世、平將門、藤原純友等の謀叛せし時、經基、殊に功を王室に建て、後、鎭守府將軍となりて、攝津の多田莊に居り、其旗白きを用ゆ、子孫世々其地に住す、世に攝津源氏と稱す。滿仲、武勇あり、嘗て謂へらく、武臣、天子を衛り奉る、利刀なかるべからずと、良冶を、筑前に求め、之をして鍛錬せしむること、六十餘日二刀を得たり、之を死刑の囚人に試むるに、一は鬚を截り、一は

其膝を斷つ、因りて、截鬚、膝圓と名け、傳家の寶刀となせりと云ふ。

滿仲の長子賴光、亦武勇善く射る、一夜、其弟賴信の邸を訪ふ、囚人あり、之を問へば、曰く鬼同丸と、賴光曰く、彼は多力、嚴しく繫がざるべからずと。賴信代ふるに、鐵鎖を以てす、鬼同丸之を聞き、大に怨み、乃ち鎖を斷ちて逃れ、賴光を討たんとして、未だ其隙を得ず、會、賴光鞍馬に赴かんとして、市原野を過ぎ、怪牛の斃るゝを見る、家臣に命じて、之を射らしむれば、牛忽然として起ち、刀を揮

ひて、賴光に迫る、蓋し鬼同丸の牛革を被れるなり。賴光一喝、刀を擧けて、之を斬りしと云ふ。又、大江山に强賊ありて、其勢猖獗なりしかば、朝廷、賴光に勅して、之を討たしむ、賴光家人を率ひ、山に入りて、之を殺しゝかば、時人皆其武幹に服せりとかや。

第十七課　築島及び福原の舊都

諸子よ、諸子は、築島の由來を聽かば、先づ悚然として懼れ、後に、啞然として大に笑はん。築島の工事こそ、實に、福原遷都の準備として、起りしものなれ。

平清盛、武功を以て、太政大臣となり、朝廷の威權を弄し、其勢、飛鳥も墜ちむばかりなりしが、常に兵庫の地を愛し、都を此地に遷さんとせり、然るに、諸國の船の難波より至るもの、此沖に覆へることの多かりければ、清盛之を憂ひ、港を築きて、此難を防がんとし、湊川の流を東に移して、海を埋めんとて、其工事を起しけれども、風波の爲に破らるゝもの二回に及べり。時に、阿部泰氏といふものあり、曰く、是海神の容れざる所なり、若し

人の柱を築かは、成就せんと。因りて、生田に關を設け、無慘にも往來の人を捕へて、其柱料に充てんとす、號泣の聲、日夜絶えず、清盛の、家童に、松王と云ふものあり、之を憐み、身を以て代らんことを請ふ、清盛之を許す。松王、白馬、白鞍にして、自ら海底に沈みければ、石材を其上に積み、埠頭漸く成りしと云ふ。今、築島寺の跡を遺せり。

治承四年六月、清盛、安德天皇を奉じて、都を福原に遷し、弟賴盛の第を皇居とす、市坊を區分するに、一條より五條までを得るのみ、帝都狹隘、頗

る爲政に便ならず、上下之を難ずるもの多かりき、時に源氏の兵、諸國に起りければ、流石に我慢强き清盛も、大に憂ひし所やありけん、公卿を集めて、新舊兩都の便否を議せしむ、衆皆清盛を憚り、敢て口を開くものなし、獨り藤原長方のみ、福原の不便を極言す、清盛亦大に悟る所あり、其年十一月、終に舊都に復りけれども、幾もなく、熱病に罹りて死にたりき。其遺骨は、後に至りて、築島寺に埋めしといふ。

第十八課　鵜越及び一の谷の古戰場

余は、諸子を誘ひて、今や鵯越、及び、一の谷の古戰場に來れり、古戰場の物語を聞き了らは、諸子は、必ず二つの戒を學ばん、曰く驕るものは久しからず、曰く盛者は必ず衰ふ、是なり。諸子は、志を得るも、驕ることなかれ、盛ならは、益々謹め、いざ語らん。

清盛既に死し、平氏の威勢、俄に衰へけれは、源頼朝は、其機に乘じて、院宣を奉じ、二弟範頼、義經を、して、京師を攻めしむ、宗盛一門を率ひ、安德天皇を奉して、城を搆へ、一の谷を西門とし、生田を

東門として、嚴かに備をぞなしたりける、時に、範頼は東門に向ひ、義經は土肥實平に命じて、西門に當らしめ、自ら精騎を率ひて、城後の間道、鵯越の嶮を冒して、之を襲ふ。鵯越は、聞ゆる難所にして、鹿ならでは通ひ得ずとかや。此の三面合擊の激しかりけれは、平氏は大に敗れて、進退度を失ひ、舟を爭ふて、讃岐の屋島に走らんとせり。

時に、源氏の部將、熊谷直實は、平將一騎の海を渡らむとするを見て、扇を揚けて之を麾き、與に戰ひて之を仆し、遂に其首を得たりき。此將、腰に笛

五十二

忠度の歌
行きくれて
木の下陰を
宿ごせば
花やとよひ
のあるらし
ならまし

を挿みければ、其敦盛たるを知り、笛と首級とを併せて、其父經盛に贈りしといふ。

又、平將薩摩守忠度は、明石の方に赴かんとして、東軍の將、岡部忠澄に誰何せられ、與に戰ひ、相搏ちて、忠澄を伏せ、あはや刺さんとせし所に、忠澄の從者來りて、其の爲に殺さる、而かも忠澄は、未だ其何人たるを知らざるなり、只甲裏に歌稿あり、因て其忠度なることを詳にせりと。

此日、東門の戰始まりける時、源軍に河原高直兄弟あり、先陣として、眞先に進みたりしが、敵將眞

五十三

鍋助光の爲に、射られて死にき。

梶原景季は、源軍の强の者なり、是亦、東門より入り奮戰して矢盡く、乃ち梅花を其箙に挿みて戰ふ、所謂箙の梅是なり。

第三章　但馬國名の起源

但馬は、全國山路嶮しき所多く、馬にて行かざれば、通ひ難きに依り、達馬の國と呼びしといひ、或は　應神天皇の御世、馬を此國に放ち飼はせ給ひしに、盛に繁殖せしに依り、多馬の國と唱へしより、轉訛して、今の名となりたるものなりと云

此國明治維新の後生野巡察の二縣を置きたりしが現今は全國若本縣の管轄に歸せり

云へり。

第十九課　雅成親王の陵

諸子は、雅成親王の陵の所在を知れりや、余は今、其由來を說かん。

源實朝薨じて後、其臣北條義時、政柄を執り、專横を極めければ、後鳥羽上皇は、此機に乘じて、武門に移れる王權を恢復せんことを謀り給ひ、天下に勅して、義時を討たしむ、時に義時、亦諸將を鎌倉に會して、軍議を凝らし、兵を出して都に攻め上らしむ、是に於て、官軍大に防ぎ戰ひたりし

も利あらずして、京師は賊兵の蹂躙する所となる、既にして義時、上皇、及び、天皇を、遙けき島に遷し奉る、世に之を承久の亂とはいふなる。時に上皇の第三子、雅成親王、亦當國に遷され給ひ、其他、皇族公卿の、鎌倉と相善からざるもの、或は流され、或は斬られしといふ、親王播越の後、當國城崎郡、高屋村に在ましして、髮を削り、佛門に入り給ふ。其陵は、現に此地に存在せり。

第二十課　生野銀山の沿革

余は、生野銀山の沿革に就きて、語る所あるべし。

諸子、之を聽け。

生野銀山の、銀鑛發見は、其由來、甚だ舊くして、延喜の朝、既に但馬貢銀の事を錄せり、降りて、守護、山名祐豊に至り、其採掘を試みしも、未だ冶金の方法に拙なかりき、織田信長に至り、代官を置きて、之を監せしが、秀吉の時、亦伊藤某を擧けて、銀山奉行となし、之を督せしむ。德川氏の時に至り、代官を置きしは、實に慶長三年にして、間宮某、其職に當りしとかや、爾來永く、德川氏の所領となり、以て明治維新に至る、銀山、今は　帝室の御所

有に属し、盛に採鑛冶銀に從事し居れり。

第二十一課　殉節の墓碑

諸子に、妙見山はと問はゞ、但馬の中央に聳ゆる山なりと答へん、更に問はん、其山麓の墓碑は何ぞや、殉節忠死の墓碑是なり、諸子請ふ、靜かに其來歷を聽け。

喜永六年の夏、北亞米利加合衆國の使節彼理、相摸の浦賀に來りて、通商互市を求む、時に天下久しく太平に慣れしを以て、上下狼狽せざるはなく、加ふるに、德川幕府の威權、大に衰へけれは、甚

だ其指置に苦めり。時の大老、井伊直弼、宇内の形勢を察し、鎖港の非をや悟りけん、港を開きて、假條約を定め、其貿易を許せり、是に於て、天下の志士、奮然として、蹶起し、尊王攘夷の論、漸く囂しく、直弼、櫻田に刺されて、海内益騷擾せり、時に、長州の人南八郎、福岡の人平野次郎、薩州の人美玉三平等、澤主水正宣嘉を推して、主將となし、播磨國神西郡森垣村に集合し、進みて但馬に入り、生野代官所を襲ひ、吏を殺し金穀を奪ひて、妙見山に據る、國中の志士、東西響應し、兵勢大に振ふ、幕府

報を聞き、豐岡、出石、福知山等の諸藩に令して、之を討たしむ、八郎等、寡兵を以て、大軍に當り、防戰最も努む、既にして、陳中論議一變し、主將以下夜に乘じて、四方に散せり、八郎等、事の爲すべからざるを察し、決戰して自其腹を屠り、鮮血を以て旗に書し、刀を啣みて、深谷に投ず、既にして、次郎捕はれ、澤氏長門に逃る、世に之を生野の義擧といふ、後八郎等の靈を、山口村に祀り、且招魂社及び、其碑を建て、英魂を弔せりといふ。

第四章　丹波國名の起源

此國德川氏の時は七郡に分領せられしが明治維新の後豊岡縣に屬し現今は過半京都府の管轄となり永上、多紀の二郡のみ本縣に屬せり

丹波とは、古の山陰道地方の総稱にして、山谷多き地なるを以て、谿端といひ、又伊勢の大廟に奉るべき、稻を植ふるを以て、田庭とも云ひしが、遂に今の名に、轉訛し來りしものなりといふ。

第二十二課　八上城の沿革

余は、今、八上城を築きし人の誰なるか、且其事歷の大略を、語らんとす、諸子よ、靜に之を聽きて可なり。

八上城は、波多野經範の城ける所にして、多紀郡にあり。波多野氏、其先は、鎭守府將軍、藤原秀郷に

出づ、其玄孫、經範此國に入り、八上郷に居る、子孫漸く近郡を併せ、秀範の世に至り、細川氏に代りて、全國に號令せり。

降りて、秀治に至り、毛利元就と共に、金を獻りて、正親町天皇、即位の禮を助け奉りければ、正四位下に叙せられ、侍從を拜し、桐章の御劍を賜はりしといふ。秀治は、素と、因幡の一族、清秀の子なりしが、宗家嗣なきを以て、入りて之を繼き、弟秀尙をして、龜山城を守らしめき。

織田信長の京師を定むるや、其將明智光秀、羽柴

秀吉をして、來り攻めしむ、國内の諸城、風を望みて、降る、獨、秀治八上の城を守りて、屢敵兵を窘めければ、日を累ねて拔けず、光秀怒りて、使を遣はし、或は嚇し、或は諭し、盟書を作りて、降を勸む、秀治、弟秀尙と相議して應せず、光秀、術盡き、遂に其母を致して、質となし、其他なきを示す、秀治之を諾せり、既にして、光秀、秀治兄弟を陣中に饗し、兵を伏せ、之を捕へて、安土に送る、秀治創の爲に途に死し、秀尙安土に致さる、　正親町天皇、詔して宣はく、波多野家、忠を皇室に盡せり、宜しく其死

出國德川氏の時蜂須賀家の所領なりしが維新の後名東縣に屬し尋て洲名郡のみ分れて兵庫

を宥すべしと。信長乃ち秀尙に說きて降らしむ、聽かずして自殺せり、初、八上の城中、主將兄弟の、久くして歸らざるを疑ふ、既にして、其死せるを知り、大に怒りて、光秀の母を縛し、二兵をして、之を城樓に磔せしめ、後、之を寸斷す、光秀亦大に怒り、攻むること急なりければ、城兵盡く戰死し、波多野氏全く亡びき。

第五章　淡路國名の起源

淡路は、上古　伊弉諾伊弉冊の二尊の、始めて見出し給へる、島國にして、其小さき土地なりしを

縣に加へられしが現時は全島本縣に管轄せらる

以て、吾耻と宣ひしより、遂に其國名となりしものなりといへり。

第二十三課　淡路の一の宮

諸子に、淡路の一の宮は、何處にありやと問はゞ、答へて云はん、津名郡、多賀村の官幣大社こそ是なれと、然り、余は今其來歴を語らんとす。

天祖、天照大神の御父を、伊弉諾尊と申し奉り、御母を、伊弉冊尊と申し奉る、二尊始めて、此國を經營し給ひ、漸く日本全土に及ぼせ給ひしなり、されば、此國は日本開業の地にして、碓馭盧

畢頁親王の墓跡亦多賀村にあり親王は桓武の皇太弟なり時に大納言藤原種繼を殺すものあり連累親王に連りて淡路に配せられ途に薨し給ひければ其遺骸を此國に送り葬られたるものなりと云ふ

碓馭盧は自ら凝る義なり

島の稱あり、今尚、掃守村の田間に小丘あり、老松枝を交へて、其名を存す、初二尊の此國を開き給ひし時は、漠然たる土地にして、人類草木の屬、絶なてあることなかりしが、漸く其繁殖を圖り給ひし者なりといふ。此社、神殿宏壯、輪奐觀るべし、淡路の、我が邦歴史上に於いて、其關する所、大なるや知るべきなり。

第二十四課　珉平燒

本縣に於て、陶器はと問はゞ、諸子は先其指を、珉平燒に屈めん、更に其創造者を問はゞ、諸子は又

云はん、三原郡賀集村の人、加集珉平是なりと、然り、余は今、其事蹟を說かんとす。

珉平の家、門閥を以て鄉里に聞ゆ、珉平常に興業の志あり當時、京都の陶工に、尾形周平といへるものあり、其兄道八と共に、名を諸國に專にす、珉平就きて學ひ、國に歸りて、刻苦其業に從ひ、資產を傾けて顧みず、親戚、皆其志を感嘆し、爲に金を醵して、其債を償ひ、且之を贊く、旣にして珉平多年の焦慮は、遂に阿蘭陀摸製の陶器を生み出し、敢て眞物と異るなきに至れり、藩主、蜂須賀侯、自

「はり一つしい」は佛人にて硝子工藝を造くることを發明せし人なり

ら珉平の家に臨みて、其竈窟を見る、珉平燒の名、是より世に喧しく、終に輸出品の一とはなれり、珉平年七十六にして、明治四年に沒す、世人之を稱して、淡路の「はり一つしい」と爲すと云ふ。

第二十五課　都志村の壯圖家

諸子は、津名郡都志村を知れるか、此村こそ、彼の北方の雄邦、露西亞人をして、其心を寒からしめたる、豪雄高田屋嘉兵衛の鄉貫なれ、いざや、其事業を語らん。

高田屋嘉兵衛、幼にして剛邁、常に世の遺利を拾

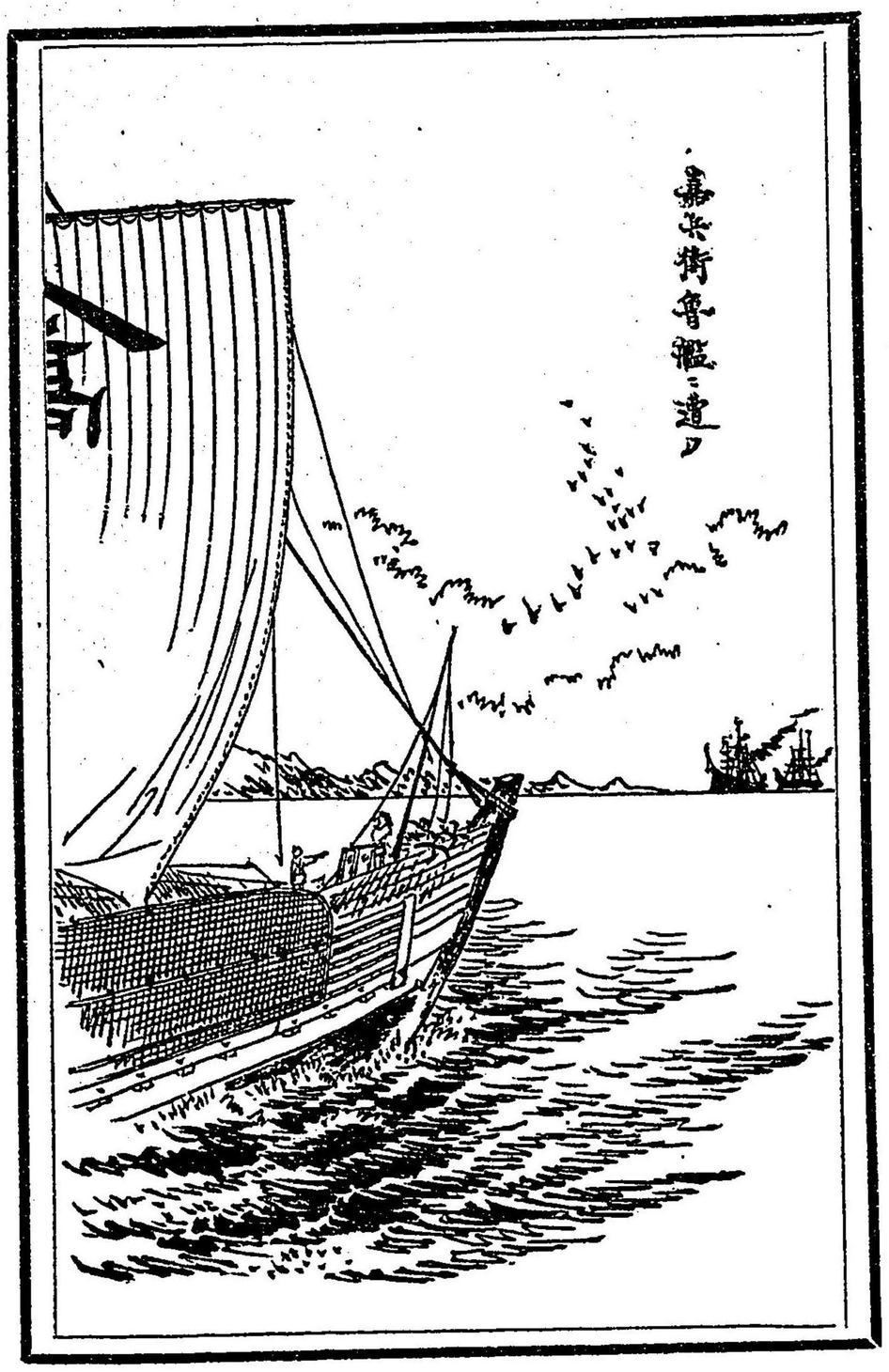

ひて、民を濟ふの志あり、寛永十一年、德川幕府、千島巡察の擧ありて、舟子を募る、嘉兵衛、大に喜び て曰く、時到れりと、直に其募に應し、國後より擇捉嶋に至り、土民に諭すに、皇恩の洪大なるを以てし、漁具を與へて、其業を勵まし、群嶋の間に航路を開きて、往來を便にし、文字を授け衣藥を給し、專ら力を撫育に盡しければ、土民悅服せざるはなし、既にして、嘉兵衛、資産益裕に、支店を、函館、松前に置き、廣く魚介を販賣す、嘉兵衛の名、海外に喧すしかりき、文化年中、露西亞國の使節、我

が國に來りて、通商を求む、幕府許さず、彼、我が邊境を侵し、人民を捕へて去る、時に我が戍兵、亦彼の將、及び、水夫を捕へて、之を獄に下せり、會、嘉兵衛、亦彼の捕ふる所となり、樺太嶋に至る、嘉兵衛乃ち彼の將に謂て曰く、今、我俘囚の身となるも、豈に日本男兒の本心を失はんや、丹心一片、國家に盡すべきものあり、願くは決死以て、兩國の和親を謀らむと、露人大に之を義とし、且其豪邁に惧れ、嘉兵衛に托するに、俘囚交換の事を以てせりといふ、文政十年、遂に病に沒す、享年五十有九、

嘉兵衛、船標、舍を用ふ、露人洋中に之を望めば、則ち憚りて避けしとかや。

終結

余は發端に於て、既に本縣の美を說けり、諸子は今、層々其史談を聽き來りて、果して何の感かある、嗚呼、兵庫縣五國三十三郡、何そ夫れ、山川の美麗なる、城市の雄大なる、神社の崇高なる、寺院の壯嚴なる、墳墓の壯烈なる、古戰場の凄愴なる、碩學、妙手、志士、偉人の此國郡の間に、興亡浮沈して、時勢の變遷を促し、變遷亦其人物を促して、此好

史談を生ましめたり、余は望む、諸子の益舊ひ、愈努めて、敢て古人に讓らざる、大事業を萬代に遺し、其鄉土の美を添へんことを、而して、今日の日本は、復た昔日の日本にあらずして、宇内の日本となれり、諸子の將に爲すべき事業は、昔日に倍せり、尊王の美名、愛國の盛譽、諸子は之を得んことを欲せざるか、

余は前條に於て、既に變遷の大要をいへり、玆に示せるは、日本帝國の、一大變遷たる維新前後の圖なり、諸子就きて之を見は、能く變遷の何物た

るを悟らん、
余は茲に、本課の教授を了らんとす、諸子請ふ、國家の爲に、自愛する所あれ。

兵庫縣史談　播磨用了

明治廿九年三月廿一日印刷
仝　年四月三日發行

定價金拾三錢の事

著作兼發行者　東京市神田區西小川町二丁目六番地　淺羽肅也
發行者　神戸市元町四丁目百〇六番邸　船井弘文
印刷者　東京市京橋區加賀町十三番地　島田用定
印刷所　東京市京橋區加賀町十三番地　島田活版所
發賣所　神戸市元町三丁目四百三十七番邸　中西市二
發賣所　神戸市元町四丁目百〇六番邸　船井弘文堂
大販賣所　神戸市元町五丁目二十三番邸　吉岡支店
大販賣所　神戸市元町七丁目　熊谷久榮堂

版權所有

康熙縣志

特31
273

康熙縣志

特31
273